

平成31年度 県民アンケート調査委託業務

入 札 説 明 書

平成 3 1 年 3 月

奈 良 県

平成31年度 県民アンケート調査委託業務 入札説明書

奈良県が調達する役務にかかる入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札に参加しなければなりません。なお、今回の入札に関し疑義がある場合は、下記12の(1)に掲げる者に対し説明を求めることができます。

1 公告日

平成31年3月12日

2 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件名

平成31年度 県民アンケート調査委託業務

(2) 調査内容

県民の身近な暮らしに関する事柄についての重要度・満足度等を調査することにより、県民ニーズを把握する。

(3) 委託期間

契約の日から平成31年11月29日までの期間とする。

(4) その他

詳細については、別添仕様書のとおりとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(4)までに該当する者が、この入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q4「検査・分析・調査業務」を主たる業務で登録し、県内全域を営業区域としている者であること。

(4) 平成26年4月以降に、国、地方公共団体又は民間企業等とこの入札に係る契約と同種又は同等の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

なお、この入札に係る契約と同種又は同等の契約とは、次に掲げる①から④までをすべて満たすものとする。

①平成26年4月以降に国、地方公共団体又は民間企業等が発注した調査業務であること

②調査内容が意識調査、アンケート調査、市場調査、世論調査であること

③標本規模が1,000以上のもの

④調査方法が郵送配付、郵送回収であるもの（※配付のみ宅配便可）

4 競争入札参加手続及び競争入札参加資格確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に示すとおり書類を提出しなければなりません。なお、入札参加者は、入開札の前日までの間において、奈良県から提出書

類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (1) 入札への参加意向を示し、**3**の(4)を証明する書類として、入札参加意向申出書兼契約履行実績報告書(様式1)1部を平成31年3月27日(水)の午後5時までに**12**の(1)に提出してください。また、履行した業務内容が確認できる契約書、仕様書等の写しを必ず添付してください。
- (2) この提出書類に基づき**3**の(4)の規定に該当すると認められ、かつ、**3**の(1)から(3)の規定を満たす者を入札参加者とします。
- (3) 入札への参加の可否については、平成31年3月28日(木)までにFAXにより通知します。なお、(1)の書類を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

5 入開札の日時及び場所

日 時 : 平成31年4月3日(水) 午前10時00分から
場 所 : 奈良県庁主棟6階 奈良県庁入札室

6 入札者及び方法

- (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (4) 入札保証金は、免除します。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 郵便による入札

- (1) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「平成31年度 県民アンケート調査委託業務に係る入札書」と朱書きして、平成31年4月2日(火)までに**12**の(1)の提出先に到達するように送付してください。
なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、ただちに再入札(2回目)を行う場合がありますので、入札書は初度(1回目)の入札に係る入札書と再入札(2回目)に係る入札書の郵送を認めるものとします。
- (2) 初度入札に係る入札書とともに再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書を別々に封緘し、封書の表面に「初度入札」と「再入札」の区別を各々朱書きしてください。
- (3) 再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。
- (4) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区分なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。
なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書に重要な文字の誤脱などがあることにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

10 契約書作成の要否等

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) 落札者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、落札者が契約日までに奈良県契約規則第19条第1項ただし書の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者）に該当することを証明する書類を提出した場合は、契約保証金を免除することとします。
- (4) 落札者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

11 契約の解除等

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど

- 直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

12 注意事項

- (1) この委託業務の実務担当課及び担当者は、次のとおりです。
 - 実務担当課：奈良県総務部知事公室統計課
 - 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
 - 実務担当者：田畑、小川
 - ☎ 0742-27-8439（ダイヤルイン） Fax 0742-27-0615
- (2) 今回の入札に関し疑義がある場合は、平成31年3月22日(金)の正午までに、F A Xで受け付けますので、(1)のF A X番号まで送信してください（様式2）。F A X送付後、必ず電話にて確認の連絡をお願いします。これ以降の質疑は受け付けません。なお、公告・入札説明書・仕様書で掲示した内容からは判断できない、若しくは判断が困難な質疑については、その回答を3月26日(火)に統計課のホームページに掲示します。

13 その他

- (1) 入札書の記入等については、6頁以降の記入例を参考にしてください。
- (2) 落札者は、契約締結後速やかに業務工程表を提出し、詳細仕様及び履行方法等について実務担当課と事前に十分打合せをしその指示に従ってください。
- (3) 落札者は、この契約による事項を処理するための個人に関する情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければなりません。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注：「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。)

【入札書記入例】

入 札 書

金 円

ただし、平成31年度 県民アンケート調査委託業務

入札保証金	免 除	円
うち 現 金		円
代用証券		円

上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

入 札 者

住 所

氏 名

印
印

見積もった金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記入してください。

再入札を辞退される場合は「再入札辞退」と記入してください。

入札日の年月日を記入してください。

※会社住所・会社名・代表者名を記入のうえ、必ず県に登録している会社印及び代表者印を押印してください。
 ※代理人が応札される場合は、委任状で受任を受けた者の氏名を記入のうえ、押印してください。
 《記入例》代理人 ○ ○ ○ ○ 印
 （なおこの場合、会社印・代表者印の押印は不要）

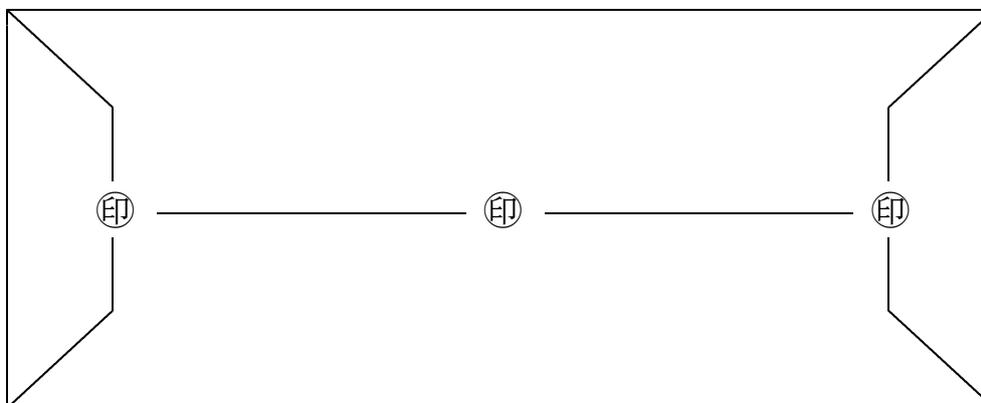
【封筒記入例】

郵便入札の場合記載してください。

表

入 札 書 在 中(初度入札)
奈良県知事 荒 井 正 吾 様
事 業 名 平成31年度 県民アンケート調査委託業務
入札者氏名 ○ ○ ○ ○

裏



注意事項

- 1 入札時には、必ず入札参加通知書を持参してください。
- 2 入札書記載金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記入してください。
- 3 入札時には封筒を持参してください。入札箱に投函する際は、封緘し、封書表に「入札書在中」と明示してください。なお、使用する封筒は社名が印刷されたものにしてください。
- 4 入札は再入札が起こりえますので、入札書は2枚用意してください。郵便による入札を行う場合、「初度入札」と「再入札」の記載をしてください。
- 5 代理人により入札する場合は、委任状の提出が必要です。委任状は封筒に入れる必要はありません。
- 6 11頁の「入札者心得」をよく読み、入札してください。

【委任状記入例】

委 任 状

私は、を代理人と定め、次の行為を行う権限
を委任します。

記

事 業 名 平成31年度 県民アンケート調査委託業務

委 任 事 項 上記委託業務の入札に関する一切の件

受任者使用印鑑 

平成 年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

委任者
所在地(住所)
商号又は名称
代表者氏名

→ 代理人が入札
に使用する印
鑑を押印して
ください。

→ 入札日の年月
日を記入して
ください。

→ 会社印、代表者印を押印してください。

入 札 書

金 円

ただし、平成31年度 県民アンケート調査委託業務

入札保証金 免 除 円

うち 現 金 円

代用証券 円

上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

奈良県知事 荒 井 正 吾 様

入 札 者

住 所

氏 名



入札者心得

- 1 入札室においては、静粛にしなければならない。
- 2 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
- 3 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札参加通知書を提示すること。また、代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
- 4 すでに投函した入札書の引き替え、変更または取消しは認めない。
- 5 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 6 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 次の各号に該当する入札は、無効または失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札または判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他入札条件に違反した入札
- 8 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額である。